

4) あさひ学園オレンジ校 父母の会内規の修正(案)提案

現状	変更案	変更理由
<p>1. 会員について (4) 会員が諮問会議の委員に任命された場合の当番活動は、役員経験者の規定に準ずる。</p>	<p>全文削除</p>	<p>2004年、諮問会議の名称は学園関係者会議に変更され、現在、諮問会議は存在していない。</p>
<p>(5) 会員は父母の会会員総会に出席する。ただし、会員の投票権は1家庭1票とする。尚、会員が会員の義務「あさひ学園の会会則、第三章、第2条(2)に基づく」を怠り、会員総会に委任状も提出しない場合、該当年度あるいは次年度に父母の会当番活動を数回追加して行う。実施方法および回数は、該当年度役員が決定し通知される。</p>	<p>会員は父母の会会員総会に出席する。ただし、会員の投票権は1家庭1票とする。尚、会員が会員の義務「あさひ学園の会会則、第三章、第2条(2)に基づく会員の義務」を怠り、会員総会に委任状も提出しない場合、該当年度あるいは次年度に父母の会役員の要請によりペナルティー活動を行う。実施方法および回数は、該当年度役員が決定し通知される。</p>	<p>会員総会開催のお知らせには、「ペナルティー」との記載になっているので、それにあわせた。</p>
<p>2. 役員について (5) 役員が任期中に欠員した場合の後任者は、公募により任期中の役員が決定し、会員に報告する。</p>	<p>役員が任期中に欠員した場合の後任者選任方法は、以下のとおりとする。 <u>①欠員役職の役員選出候補者と前期役員の間で後任引き受けの合意が出来ていた場合はそれによる。</u> <u>②上記①による後任者がいない場合、後任引き受け者以外の候補者の協議により決定するか、公募により決定する。協議と公募のどちらを先に選ぶかは、任期中の役員が決めることができる。</u> ①、②のいずれの場合も、後任者は会員に報告される。</p>	<p>公募は、その間空白が生まれ、確実性にも疑問がある。それを考えると、次期役員の任期途中の退任の可能性があつて、前期役員が候補者から後任引き受けの同意を得ておいた場合は、その方が後任者になることが望ましい。</p>

<p>(6) 役員経験者とあさひ学園理事長経験者は、当番活動・学級幹事活動などの父母の会活動が全て免除される。ただし、再任は妨げない。</p>	<p>役員経験者、<u>現職常勤教職員及び現職理事は</u>、当番活動・学級幹事活動などの父母の会活動が全て免除される。ただし、<u>活動希望は妨げない</u>。</p>	<p>(6) の記載は、現在の規定にあっていないので変更が必要。</p>
<p>(12) 父母の会のための水当番を廃止し、原則として飲料水の購入は父母の会役員が分担しておこなう。</p>	<p><u>やむを得ない事情の家庭（下記例参照）には、任期中の役員は、飲料水購入を当番活動に代えて要請することができる。</u> <u>例：介護必要者を抱える家庭、健康上当番活動不可能な家庭等</u></p>	<p>やむを得ない家庭事情の場合、任期中の役員が、当番活動ではなく、易しい活動の飲料水購入を要請できることを明記した。</p>
<p>3. 学級幹事について (4) 小学一年・中学一年の学級幹事は、入学日当日に決める</p>	<p>入学年次に該当する学年の学級幹事は、入学日当日に決める</p>	<p>高等部新設による</p>
<p>補足 1. 当番役員交通費支給額 当番役員の当校、下校 50.00 セント/マイル 当番役員活動にかかわる移動 同上</p>	<p>50.00 セント/マイル→<u>IRS によって毎年示される Standard Mileage Rate (SMR) により支給額を決定する。</u></p>	<p>価格変動のあるガソリン代を考慮し、IRS の直近（2007年11月発行）の Standard Mileage Rate によりガソリン代の増減を決定する。 参考：50.5 セント/マイル（2007年11月）</p>